

伊勢崎市ふるさと寄附金 ご案内

あなたのふるさと「伊勢崎」の応援をよろしくお願ひいたします。

日頃から、伊勢崎市のためにご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

伊勢崎市では、「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」を将来都市像に掲げ、誰もが住みやすく、住んでよかった、住んでみたいと思っただけのようなまちづくりを進展させております。このふるさと伊勢崎づくりを応援して下さる全国の皆さまからのふるさと寄附金を受け付けています。皆さまの温かいお気持ちとしていただいた寄附金は、皆さまにとって伊勢崎が心のふるさととなるようなまちづくりに活用してまいります。これからも皆さまの伊勢崎市への温かいご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

伊勢崎市長 **臂 泰雄**

寄附金の使い道

伊勢崎市のふるさと寄附金をお申し込みいただく際に、希望する寄附金の使い道を事業別または分野別メニューの中から1つお選びください。皆さまからの寄附金は、それぞれの事業費の一部に充て、有効に活用させていただきます。

【事業別メニュー】

● 「伊勢崎市版タイガーマスク運動支援事業」

里親から社会に巣立つ児童の自立促進のため、自立生活支度金の支給と自動車運転免許取得を支援するほか、ひとり親家庭等の児童を支援する事業に活用させていただきます。



● 「田島弥平旧宅世界遺産活用事業」

平成26年に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つとして世界遺産に登録された「田島弥平旧宅」を後世に伝えていくための費用に活用させていただきます。



【分野別メニュー】

- 「い」… 生き生き元気な健康づくりの分野
- 「せ」… 生活の安心安全推進の分野
- 「さ」… 爽やかスポーツ振興の分野
- 「き」… 来て！見て！賑わい観光振興の分野
- 「し」… 自然環境保全・省エネ推進の分野
- 「！」… 頼んだぞ！市長おまかせ分野



世界遺産「田島弥平旧宅」
PRキャラクター

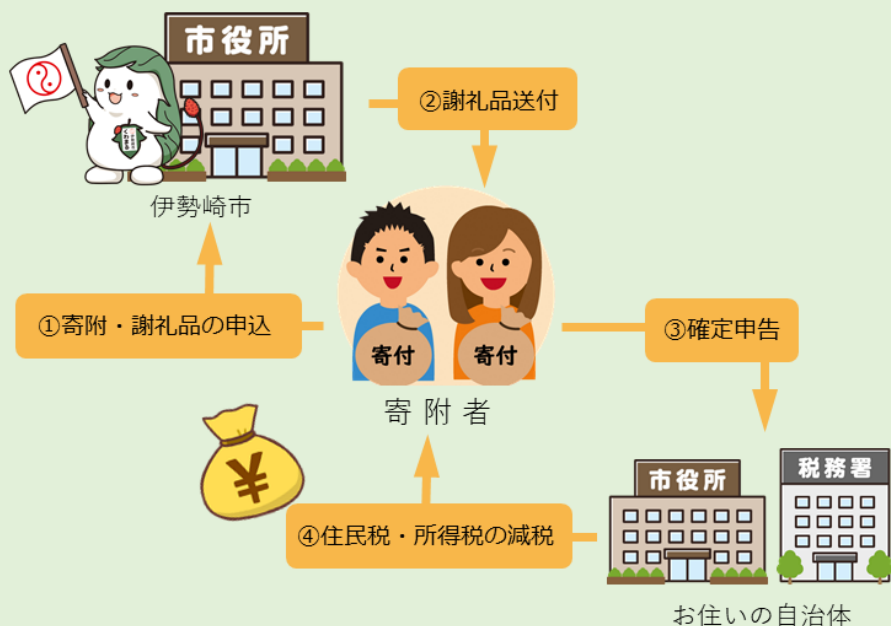
くわまる

ふるさと納税制度（ふるさと寄附金）とは？

「生まれ育ったふるさと」や「心のふるさと」など、皆さまが応援したいと思う地方公共団体に寄附することを『ふるさと納税』と言います。ふるさと納税による寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度のことを『ふるさと納税制度』と言います。

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告をする必要があります。ただし、確定申告が不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合等に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することもできます。

ふるさと寄附金の流れと申込方法



寄附・謝礼品の申込方法

- ポータルサイト
- 電話、FAX、メール
- 市役所窓口での申込み

寄附金の納付方法

- クレジットカード等による寄附（ポータルサイトでのみ利用可）
- 納入通知書による寄附（金融機関・ゆうちょ銀行での振込）
- 現金書留による寄附
- 市役所窓口での現金による寄附

寄附金受領証明書を受け取る
申込者の氏名で発行します ※1

控除申告手続きをする

確定申告またはワンストップ特例制度の利用 ※2

* 1 「寄附受領証明書」は確定申告に使用できます。大切に保管してください。

* 2 ワンストップ特例制度を利用される場合は、条件を満たした上で、別途「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していただく必要があります。条件については下記をご確認ください。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用要件とは？

次の2つの条件をいずれも満たしている場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができ、確定申告を行わなくても税の軽減を受けることができます。ただし、ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。

適用要件

1. もともと確定申告をする必要がない給与所得者等であること
2. 寄附先（地方公共団体）が5団体以下であること

